

議員各位

## 五島市事業継続支援金資料の送付について

本日は、標記に関してご審議いただきありがとうございました。

参考までに、下記書類をお送りいたします。市民の皆さまから問い合わせ等ございましたら、ご対応をよろしくお願いいたします。

なお、申請者の方には、県議会における関連予算の議決後、申請要領申請様式及びその記載例を配付する予定としております。

### 記

#### 1 五島市事業継続支援金交付要領

以上

令和3年9月28日

産業振興部商工雇用政策課

## 五島市事業継続支援金交付要領

### (趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県が県下全域に特別警戒警報や独自の緊急事態宣言を発令したことに伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者を支援することを目的として、予算の定めるところにより、五島市事業継続支援金(以下「支援金」という)を交付するものとする。その交付については、五島市補助金等交付規則(平成16年五島市規則第44号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (交付対象者及び交付額等)

第2条 支援金の交付対象となる者、要件及びその交付額は、別表のとおりとする。

2 支援金の交付は、1事業者につき、1回限りとする。

### (申請書の提出期限)

第3条 支援金の交付にかかる申請書の提出期限は、令和3年11月30日とする。

### (支援金交付の手続き)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 交付申請書(様式第1号)
- (2) 該当要件申告書(様式第2号)
- (3) 申請者情報及び売上高比較表(様式第3号)
- (4) 誓約書兼同意書(様式第6号)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、交付申請書を受理したときは、速やかに交付の可否について決定をし、その結果を申請者に通知するものとする。

3 前項の規定により交付の決定の通知を受けた申請者は、五島市事業継続支援金交付請求書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

### (申請の取下げのできる期限)

第5条 支援金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受けた日から起算して20日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

### (支援金の返還及び加算金の納付)

第6条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けた者がいるときは、支援金を全額返還させるとともに、支援金受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(支援金の額に年率10.95%の割合で計算した額)の納付を求めることができる。

(支援金の交付手続の特例)

第7条 この支援金の交付については、規則第26条の規定により、規則第7条の規定による交付の決定の通知及び規則第14条の規定による額の確定の通知は併合し、規則第13条の規定による実績報告は省略するものとする。

2 前項の規定による支援金の交付の決定及び額の確定の通知は、五島市事業継続支援金交付決定通知書及び交付額確定通知書(様式第4号)により行うものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和3年9月28日から適用する。

(この定め失効)

2 この要領は、第6条を除き令和4年3月31日に限り、その効力を失う。

(別表)

| 交付対象者及び業種   | 要件(すべてに該当すること)   | 交付額                        |
|---|--|----------------------------|
| ○法人及び個人事業者<br>(本店(個人事業者の場合はその者の住所)が市内に所在する事業者に限る)<br>令和3年8月6日現在<br>○全業種 | ○長崎県下全域への特別警戒警報や県独自の緊急事態宣言の発令に伴い、<br>・県の営業時間短縮要請に協力した飲食店等と直接、間接の取引があること<br>・不要不急の外出、移動自粛により直接的な影響を受けたこと<br>のいずれかにより、2021年8月、9月の月間事業収入(申請者が営む全事業収入)が、対2020年(または対2019年)の同月比で20%以上減少していること(※)<br>○今後も事業を継続する意思があること。<br>○市税の滞納がないこと(分納誓約書を提出し履行していることを含む。)<br>○五島市営業時間短縮要請協力金の対象でないこと | 上限200千円<br>(各月100千円を限度とする) |

※2019年1月1日から2020年12月31日までに開業した事業者は、「対象月間事業収入」を次の方法により算出する。

『開業した年の年間事業収入』÷『開業した年の設立後月数』

ただし、月数は開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1か月とみなす。

また、2021年1月1日から2021年3月31日までに開業した事業者は、「対象月間事業収入」を次の方法により算出する。

『開業した月から3月までの事業収入』÷『開業した月から3月までの月数』

ただし、月数は開業日の属する月も、操業日数にかかわらず1か月とみなす。

なお、2021年4月1日以降に開業した事業者は対象外とする。